

山形県水資源保全条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 趣旨

本県では、県民及び事業者の生活及び経済活動に欠くことのできない水資源を保全するために、山形県水資源保全条例及び山形県水資源保全条例施行規則に基づき、別添「水資源保全地域の指定及び事前届出制度の概要」のとおり、水資源保全地域を指定し、指定地域内の土地取引等及び開発行為の事前届出を義務付けています。

このたび、「2 改正の概要」のとおり、同規則の一部改正を予定しています。

2 改正の概要

(1) 水資源保全地域の対象とする区域の拡大

(現行)

- ① 取水地点に係る集水区域とその周辺の区域であって
- ② 当該集水区域及びその周辺の区域における開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域



(改正後)

- ① 取水地点に係る集水区域とその周辺の区域であって
 - ②-1 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域 (追加)
- 又は
- ②-2 当該集水区域及びその周辺の区域における開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域(森林の区域を除く。)

(2) 土地取引等の事前届出を適用外とする場合の拡大

次の場合について、土地取引等の事前届出を適用外とする改正を行います。

- ① 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国立研究開発法人森林総合研究所である場合
- ② 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合

3 施行日

公布の日（平成28年4月1日）